

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人安岡静四郎提出の上告趣意について。

原判決挙示の証拠を総合すれば、その認定事実を認むるに十分である。所論は原審の採用していない資料を基礎とし、もつて原審の事実認定を非難するに過ぎないものであつて、到底採用に値しない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六条に従い、全裁判官一致の意見によつて、主文のとおり判決する。

検察官 福島幸夫関与

昭和二五年一二月一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎